

平成26年9月24日

平成26年
第4回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第15号

(仮称)「手話言語法」の早期制定を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

(仮称)「手話言語法」の早期制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ほとんどのろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されており、国においては、本年1月に同権利条約を批准したところである。

また、2011(平成23)年8月に改正された「障害者基本法」第3条では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本市議会は国に対し、上記内容を踏まえ(仮称)「手話言語法」を早期に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
総務大臣
厚生労働大臣

意見書第16号

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）

日本全国各地の新聞販売店は、国内外の多様な情報を、地域に張り巡らせた戸別配達網により、どのような条件のもとでも日々、早朝、定刻に読者の戸口に新聞を届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支えるとともに、活字文化の発展につくしています。

国土も狭く資源の少ないわが国が、明治以降、世界有数の先進国となったのは持ち前の勤勉性と活字文化の伝統による識字率の高さ、とりわけ新聞の高い普及が、学力、技術力を支える役割を果たしてきたことは広く認めるところです。

近年、活字離れが進むなかで、書籍とともに新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子供たちが増えるなど、次の世代の知的水準への深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されるものです。さらに今回の増税により、新聞離れが加速されることも懸念されています。

また、これによる新聞販売店の経営悪化により販売店のみならず従業員の雇用不安を招くものと危惧します。

消費税に関しては、欧州の大半の先進国が「民主主義を支える公共財」として新聞等に対し知識の課税を最低限とする趣旨で、軽減税率を導入しています。

よって、政府に対し以下の項目について強く要望いたします。

記

- 1 消費税に軽減税率を導入すること
- 2 新聞購読料について軽減税率を適用すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

宛

意見書第17号

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆 行

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの 推進を求める意見書（案）

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 一、軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
- 一、画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月24日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣
文部科学大臣 宛
厚生労働大臣

意見書第18号

外形標準課税の拡大に反対する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

賛成者 野洲市議会議員 東 郷 正 明

外形標準課税の拡大に反対する意見書（案）

政府は、これまで資本金1億円以上に適用してきた「外形標準課税」を1億円以下の企業にも拡大する方向で検討がされている。

「外形標準課税」は、従業員数、資本金、事業所のスペースなどで税金をかけるものである。そのため赤字でも税金を払わなければならないシステムであり、給与が増えれば税が増える仕組みにもなっており、多くの矛盾を抱えている。

全事業所数の9割が中小企業であり、全雇用の7割を中小企業が雇用している。

このように日本経済を支えている中小企業に対して、法人税の引き下げ財源として赤字でも課税するような「外形標準課税」の拡大はすべきでないとする。

よって、資本金1億円以下の企業に「外形標準課税」を拡大することに反対する意見書を、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月24日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
総務大臣
経済産業大臣

意見書第19号

35人学級実現と加配教職員の増員を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

35人学級実現と加配教職員の増員を求める意見書(案)

2011年度から始まった35人学級は、小学校1年生の分が法定化されているのみであり、地方自治体任せになったままである。さらに、文部科学省は国として計画的に法改正も含め少人数学級実施に取り組むことを拒否している。

この間、少子化による子どもの数の減少を口実に教職員定数そのものは大きく減らされて来たが、加配や非正規化で補うに留まっている。

文部科学省の有識者会議では「学校の組織運営の面や教育内容の質の維持・向上の面で支障が生じている」とも指摘されている。

様々な施策を打ち出し、教職員の負担軽減に役立つと期待しているが、あくまでサポートであって多くの保護者や教職員が期待する少人数学級が進むものではない。

いじめ問題の解決のためにも、35人学級など少人数学級をすすめることを基本とし、加配増加なども含めた教職員の増員で、教師と子どもとがしっかり向き合える環境をつくる事が大切である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
総務大臣
文部科学大臣

意見書第20号

コメの暴落に関して緊急対策を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 東 郷 正 明

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

賛成者 野洲市議会議員 野 並 享 子

コメの暴落に関して緊急対策を求める意見書（案）

平成26年産米は、国の需要見通しの誤りや過剰作付けにより米価の大暴落が起こっている。今年から経営安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとの、これまでさえ生産コストを大幅に下回っているにもかかわらず、さらに、米価が下落すれば、担い手層の経営への打撃は、はかり知れないもので有り、再生産が根底から脅かされることとなります。

政府は、主食米から飼料米への転換を助成金で誘導していますが、対策の初年度という事も有り、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場での対応が出来ない状況に有ります。この米価の下落は、昨年行われた食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、今年6月末での在庫が2年前に比べ75万トも増える見通しを政府が認識していたにも関わらず、なんの対策も講じて来なかったことに有ります。

主食の米の受給と価格の安定を図るのは、政府の役割です。稲作農家が安心して米づくりに取り組める環境の確立と、政府の責任において緊急に政府買い入れの実施及び、26年度以降の過剰米処理対策を早急に行い、米価の安定価格を図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

野洲市議会議員 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

宛

意見書第21号

農業委員会・JAの解体につながる「農政改革」に反対する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年9月24日

提出者 野洲市議会議員 東 郷 正 明

賛成者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

農業委員会・JAの解体につながる「農政改革」に反対する意見書（案）

政府は、6月13日の規制改革会議の答申を受けて、6月24日閣議決定した新成長戦略のなかの農業改革は、日本の農業と国民の食の安全も危惧され、地域にも重大な影響を与えるものであります。この農業改革は、これまで日本の農業と食を支えてきたJAグループや農業委員会の事実上の解体を打ち出しています。

農業委員会の公選制を廃止し、地域農業の建議機能を奪い、農業生産法人の条件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことになり兼ねません。

またJA中央会の見直し、全農の株式会社化、単位農協から信用・共済事業を分離し、連合会の事実上の解体をすすめることは、地域農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供してきた農協の役割をないがしろにしてしまい、これにはICA(国際協同組合同盟)会長も協同組合の抜本的な原則に攻撃を加えていると懸念を示しています。

いま食糧危機が心配される中で、将来にわたって安心安全な食糧生産・供給を担い、環境と調和の農業を守れるのは家族農業です。それを支える諸制度と地域コミュニティ、協同組合の自主的な発展の道こそ議論されるべきです。農業再生に逆行する農業委員会の解体、農業協同組合の解体に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
農林水産大臣